

市県民税、所得税の申告は

受付日時 土・日曜日を除く**2月16日(木)～3月15日(水)**の午前8時45分～午後4時(開場午前8時)
受付場所 市保健センター研修室(2階)

※休日は2月19日および2月26日の日曜日に限り、午前8時45分～午後3時まで受け付けを実施します。

【奥野地区は次の日程で出張受け付けを実施します】

申告受付日	・2月2日(木)…奥原町、井ノ岡町、小坂町、福田町にお住まいの方 ・2月3日(金)…久野町、正直町、島田町、桂町にお住まいの方
場所・時間	奥野生涯学習センター・午前9時30分～正午、午後1時30分～4時

申告が必要な方

問 税務課
☎内線1056～1059

- (1)事業所得(営業、農業所得など)や不動産所得、雑所得、譲渡所得などがある方
(2)給与所得者で「給与支払報告書」が勤務先から市へ提出されていない方、年の途中で退職し、その後就職しなかつた方
(3)給与所得者で給与の他に所得のあつた方、または2ヵ年以上から給与を受けた方
(4)年金受給者で源泉徴収税額のある方、2ヵ年以上から年金を受給している方、また、各種の所得控除を受ける方
(5)雑損控除、医療費控除、住宅借入金等特別控除などを受ける方
(6)どなたの扶養にも入っていない方

- (1)源泉徴収票原本(印鑑認印)、所得税還付の場合は口座番号(申告者名義)
(2)収支内訳書(事業所得、不動産所得などがある方)
(3)各種控除証明書や医療費の領収書(国民健康保険税、国民年金保険料、農業者年金保険料、介護保険料、生命保険料、地震保険料、支払った医療費の補てん金額など)
(4)確定申告書等作成コナーを利用すれば、ご自宅で確定申告書等が作成できます。

注意事項

- ・医療費控除を受ける方は、あらかじめ治療を受けた人、病院・薬局ごとに領収書を整理(日付が平成28年中であることを必ず確認し、合計金額を算出して持参してください。(介護老人施設などで提供を受ける施設サービスの費用は、領収書に医療費控除対象額が明記されていることを確認してください。明記されない場合は施設などへ事前に確認し、医療費控除対象額を明確にしておいてください)

- ・生命保険会社や健康保険組合などから給付、補てんされた額のわかる書類(高額療養費・マル福などにより補てんされた金額を含む)により補てんされた金額を含む
(4)確定申告書を提出した方は、必要はありません。
(5)確定申告書を提出する市県民税申告書を提出した方は、申告期間の初めと最後の1週間は、会場が大変混み合いますのでご了承ください。

◆確定申告書は自宅で作成できます！

確定申告期間中(2月16日～3月15日)は、確定申告会場および駐車場が大変混雑し、長時間お待ちいただくこととなります。

申告会場は大変混雑します。前もつて次のことをお願いします。

・事業所得、不動産所得などの申告をする方は、帳簿、領収書などを整理し、収支内訳書を必ず作成して持参してください。

・医療費控除を受ける方は、あらかじめ治療を受けた人、病院・薬局ごとに領収書を整理(日付が平成28年中であることを必ず確認し、合計金額を算出して持参してください。(介護老人施設などで提供を受ける施設サービスの費用は、領収書に医療費控除対象額が明記されていることを確認してください。明記されない場合は施設などへ事前に確認し、医療費控除対象額を明確にしておいてください)

・生命保険会社や健康保険組合などから給付、補てんされた額のわかる書類(高額療養費・マル福などにより補てんされた金額を含む)により補てんされた金額を含む
(4)確定申告書を提出した方は、必要はありません。
(5)確定申告書を提出する市県民税申告書を提出した方は、申告期間の初めと最後の1週間は、会場が大変混み合いますのでご了承ください。

【国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)】

- ①「確定申告書等作成 コーナー」を選択
②データを入力 ③画面で出力、郵送提出！

※作成コーナーの操作等に関するお問い合わせは「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」
☎0570-01-5901※受付は、月～金曜日の午前9時～午後5時(祝日、12月29日～1月3日を除く)。

申告に必要な主な書類

①個人番号カードまたは個人番号通知カード+運転免許

※国民健康保険税や介護保険料の算定、各種証明書の交付の関係上、必ず申告してください。

方でも、相談を要しない提出意事項①・②の申告内容の

は受け付けていませんので税務署に申告してください。(注)長くなることが予想されますのでご了承ください。

問 龍ヶ崎税務署
97-66-1303

※税務署の駐車場は大変混雑しますので、来署の際は公共交通機関をご利用ください。